

平成27年7月

インターネットバンキングをご利用の  
個人・個人事業主のお客様

日高信用金庫

## 個人インターネットバンキングの不正利用に係る被害補償について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、当金庫をご愛顧賜り衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、インターネットバンキングにおける不正送金被害が全国的に多発しております。

当金庫では、個人のお客さまがインターネットバンキングを安心してご利用いただくため、下記のとおり被害補償を実施しております。

なお、お客様の過失度合いにより補償金額が減額または補償されない場合がございますので、当金庫が定めるセキュリティ対策の実施をお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 補償概要

お客様のインターネットバンキングのID・パスワードを盗用し、第三者による不正アクセス等により、預金の不正な払戻しに係る被害について補償いたします。

#### 2. 対象となるお客様

インターネットバンキングをご利用の個人・個人事業主のお客様

※特別なお手続きは不要です

#### 3. 補償金額

原則として、被害額全額

#### 4. 補償の対象とならない損害（主な事例）

- ・お客様の故意・重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・ID・パスワード、端末機等が盗取されたと認められた後速やかに、お客様からIB被害発生に関する通知が当金庫になかった場合
- ・お客様から盗取が行われるに至った事情その他の当該盗取に関する状況について、

遅滞なく当金庫へ十分な説明が行われなかった場合

- お客様が捜査機関に対して被害事実等の事情説明を行わなかった場合
- 不正取引発生日の翌日から30日以内に当金庫へ通知が無かった場合
- 不正取引が二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合
- 被害状況の説明において重要な事項について虚偽の説明を行った場合
- お客様が反社会的勢力に該当すると認められる場合 など

重過失になりうる主な場合（補償の対象となりません）

- 他人にパスワードを知らせた場合
- パソコン本体にパスワードを記載したメモを貼付したり、容易に認知できる状態で電子ファイルに保存していた場合
- その他、上記と同様の著しい注意義務違反があると認められる場合

過失になりうる主な場合（減額の対象となります）

- OS・セキュリティ対策ソフトを最新の状態に更新していない場合
- 当金庫が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法でフィッシングに騙される等、不用意にID・パスワード等を入力してしまった場合
- 類推され易いパスワード（生年月日など）を設定している場合で、パスワードを推測させる書類等（免許証など）を盗取された場合
- ログインした状態で操作端末から離れていた結果、被害が発生したと認められる場合 など

## 5. 当金庫が定めるセキュリティ対策

- ①インターネットバンキング専用の無料セキュリティソフト Rapport（レポート）を導入する
- ②WEBバンキングを利用のお客様はソフトウェアトークン（ワンタイムパスワード）を導入する
- ③WEB-FBを利用のお客様は電子証明書を導入する
- ④基本ソフト（OS）やウェブブラウザ（Internet Explorer）等、インストールされている各種ソフトは常に最新の状態で使用する
- ⑤セキュリティ対策ソフト（ウィルス対策ソフト）を導入するとともに、ウィルスパターンファイルを最新の状態に更新したうえで使用する。
- ⑥パスワードの使いまわしは行わず、且つ、定期的にパスワードを変更する。

なお、①～③の導入方法につきましては当金庫ホームページに掲載していますので、そちらをご覧ください。

6. お問い合わせ先

ご不明な点につきましては、次のインターネットバンキング担当者にお問い合わせください。

事務部事務課（担当 長岡・近藤・大島）

電話 0146-22-4114

以 上